

して生計を維持する方に所得制限あり。ただし、平成13年3月31日以前に生まれたお子さんを除く。

**助成額** 0～3歳は通院医療費と入院医療費、4～5歳は入院医療費の保険診療の自己負担額から初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）を除いた金額。

#### △重度心身障害者医療費

**対象** 1・2級と3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害に限る）の身体障害者手帳をお持ちの方。知的障害があり、A判定の療育手帳をお持ちか重度と判定（診断）された方（とも主として生計を維持する方に所得制限あり）。

**助成額** 保険診療の自己負担額（薬剤一部負担金を含む）から初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復270円）を除いた金額。

#### △母子家庭医療費

**対象** 母子家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子供と母子家庭の母親。父親に重度の障害がある場合、母子家庭に準じて対象となる場合があります（主として生計を維持する方に所得制限あり）。

**助成額** 子供は通院医療費と入

院医療費、母子家庭の母親は入院医療費の保険診療の自己負担額（薬剤一部負担金を含む）から初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復270円）を除いた金額。

#### △老人医療費

**対象** 65歳～69歳で次の(a)～(c)に該当する方（本人・配偶者・子供に所得制限あり。子供と同居の場合は6カ月以上経過後、同居でも対象となる特例あり）(a)単身世帯。(b)老人夫婦のみの世帯（配偶者も60歳以上）。(c)お年寄り児童の世帯。68歳で市民税非課税世帯の方。69歳で本人の所得が一定額以下の方。

**助成額** 保険診療の自己負担額から一部負担金（原則として医療費の1割。負担上限あり）を除いた金額。

**詳細** 区役所（17階）の保健福祉サービス課か市役所医療助成課（211）2887

## 国民健康保険

### 介護保険

△国民健康保険料・介護保険料は所得控除の対象に

昨年（1～12月）に納め

た保険料は、税の申告のときに社会保険料控除の対象となります。口座振替で納付された方には「年間納付済額のお知らせ」（国保と介護保険では別々のもの）を1月下旬に郵送しますのでご利用ください。

また、納付済み保険料領収証書の紛失などで代わりのものを必要とする方には「納付確認書」を発行しますので、区役所保険年金課へお申し出ください。12月末日までに納付した分については1月11日（金）以降に確認書の発行ができます。ただし、納付した金融機関によっては発行可能日が遅れることがあります。

なお、介護保険の特別徴収（年金天引き）の方は、年金保険者から送付される「源泉徴収票」をご利用ください。**詳細** 区役所（17階）の保険年金課

## 国民年金

△20歳になったら国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方で厚生年金、共済組合に加入していない方は、原則として国民年金に加入しなければなりません。20歳に

なったら、大学生・専門学校生の方も忘れずお住まいの区の年金係で加入手続をしてください。

なお、区から加入の案内書が送られても手続を行わなかった場合、社会保険事務所が代わって加入手続を行い、年金手帳・納付案内書などを郵送することもあります。

#### △会社員・公務員の配偶者の方、手続をお忘れなく

結婚・退職などにより、厚生年金、共済組合に加入している方の配偶者として扶養に入ることになった方は、第3号被保険者該当の届け出が必要ですが、未届けのままにしておくと、将来年金を受けられなくなる場合もありますので、届け出をされていない方は、早めに手続してください。

#### △納付書は国が発行します

現在、お住まいの区役所が現年度の国民年金保険料の納付案内書を発行していますが、平成14年度からは国（社会保険事務所）が発行します。また、平成14年4月以降の保険料の納付期限が翌月末となります。これに伴い口座振替（自動払い込み）の振替日も同様に変更になります。

**詳細** 区役所（17階）の保険年金課年金係

## 広告欄